

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ガーナ	幹線道路改修計画のための贈与 に関する日本国政府とガーナ共 和国政府との間の交換公文	幹線道路改修計画を実施するために必要な 1. 道路の改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	3,763,000千円 (H16年度 113,000千円) H17.3.31まで (H17年度 2,189,000千円) H18.3.31まで (H18年度 1,461,000千円) H19.3.31まで	H16.6.25 アクラで (同日)	日本側 浅井和子在ガーナ 大使 ガーナ側 ナナ・アボウ・ ダベンクワ・アクフオ＝ア ボウ外務大臣	H17.6.20 446号
ガーナ	ガーナ共和国政府に対する贈与 に関する日本国政府とガーナ共 和国政府との間の交換公文	ガーナの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含 むガーナの経済困難緩和に寄与するため、両政府の資 金を贈与すること。	500,000千円 -----	H16.12.15 アクラで (同日)	日本側 浅井和子在ガーナ 大使 ガーナ側 ナナ・アボウ・ ダベンクワ・アクフオ＝ア ボウ外務大臣	H17.6.29 551号
ガーナ	ガーナ大学理化学機材整備計画 のための贈与に関する日本国政 府とガーナ共和国政府との間の 交換公文	ガーナ大学理化学機材整備計画を実施するために 必要な 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与	46,200千円 H18.3.31まで	H17.8.24 アクラで (同日)	日本側 石川正紀在ガーナ 大使 ガーナ側 ナナ・アボウ・ ダベンクワ・アクフオ＝ア ボウ外務大臣	H17.9.20 934号
ガーナ	ガーナ共和国政府に対する贈与 に関する日本国政府とガーナ共 和国政府との間の交換公文	ガーナの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含 むガーナの経済困難緩和に寄与するため、両政府の資 金を贈与すること。	500,000千円 -----	H17.8.24 アクラで (同日)	日本側 石川正紀在ガーナ 大使 ガーナ側 ナナ・アボウ・ ダベンクワ・アクフオ＝ア ボウ外務大臣	H17.9.21 948号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。